

科目名	刑法各論 A Criminal Law: Specifics A						
科目担当者	雨宮 敬博 AMAMIYA Takahiro						
単位数	2	配当年次	2 年	授業形態	講義	開講学期	前期
履修学部・学科 [区分] 他学部他学科履修	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目] 他学部他学科履修×					ディプロマポリシーとの関連	(3)(4)
授業の概要	個人的法益に対する罪（財産罪を除く）、国家的法益に対する罪の順に、各犯罪類型についての条文解釈や、諸論点をめぐる学説・判例の検討を行うことが中心となる。 なるべく分かりやすい授業を心がけるが、このことは、評価・単位認定が甘いことを少しも意味しない。「この曜日のこの時間帯に他に入れる科目がないから」とか「単位がほしいから」だけの理由ないし動機で本科目を選択するのではなく、「授業の到達目標」の欄に記されている能力を本気で修得したい方にぜひ受講していただきたい。						
授業の到達目標	①刑法総論で学んだことをふまえ、他の法分野（憲法・民法等）の基礎事項をも必要に応じて参酌しながら、刑法典第 2 編「罪」に規定されている各犯罪類型の諸論点を幅広くかつ深く検討することを通して、それぞれの犯罪の成立要件を実践的に解釈しうる能力を修得する。						
授業計画・内容	1	序論					
	2	生命・身体に対する罪（殺人罪など）					
	3	生命・身体に対する罪（傷害罪など）					
	4	生命・身体に対する罪（過失傷害罪など）					
	5	自由に対する罪（脅迫罪など）					
	6	自由に対する罪（逮捕・監禁罪など）					
	7	自由に対する罪（略取・誘拐罪など）					
	8	プライバシーに対する罪（住居侵入罪など）					
	9	名誉・信用に対する罪（名誉毀損罪など）					
	10	名誉・信用に対する罪（信用毀損罪など）					
	11	国家の作用に対する罪（公務執行妨害罪など）					
	12	国家の作用に対する罪（犯人蔵匿罪など）					
	13	国家の作用に対する罪（偽証罪など）					
	14	国家の作用に対する罪（公務員職権濫用罪など）					
	15	国家の作用に対する罪（賄賂罪など）					
授業外学修 (事前学修)	教科書の対象範囲を読んでおく。（毎回 1 時間程度）						
授業外学修 (事後学修)	授業の際に配付する資料のプリントを読むとともに、演習問題のプリントを復習する。 特に関心をもった判例については、判例集や判例評釈などを読むとさらに深く学ぶことができる。（毎回 3 時間程度）						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法					評価比率	到達目標との対応
	定期試験					100%	①
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合						
教科書	浅田和茂『刑法各論 第 2 版』成文堂、2024 年						
参考文献	適宜紹介						
その他	携帯・スマホ等の閲覧・操作や露骨な途中退出は、絶対にしないこと						